

平成 27 年 11 月 30 日

前回部会における質疑への回答

(1)	WEB調査、ヒアリング全般について	・・・・・・・・ 1
(2)	労働者区分について	・・・・・・・・ 2
(3)	臨時雇用者の男女別内訳について	・・・・・・・・ 6
(4)	リース契約による契約額及び支払額について	・・・・・・・・ 8
(5)	品目別製造品在庫額について	・・・・・・・・ 13

- ※ 4 ページの資料は事務局において作成。
14 ページの資料は総務省（IO担当）にて作成。

WEB調査、ヒアリング全般

調査項目の継続・削除の判断基礎になったWEB調査及びヒアリング調査について、回答者に特定のバイアスが生じていないか疑念がある。疑念を払拭できるような資料を提出してほしい。

(回答)

1 WEBアンケート及びヒアリングについては、予算や時間的な制約や調査実施中の地方公共団体への余波を考慮し平成25年国担当対象分に絞った実施となっております。WEBアンケートでは企業の種別を分け、報告者ヒアリングでは産業中分類を考慮するなどしており、偏りが可能な限りないようにしています。利用者ヒアリングについては、事前に工業統計調査の利用経験の有無を伺い対象としています。なお、WEB調査対象とした調査員調査分に関しては、別途、アンケートや会議において地方公共団体からの情報、意見を聴取しております。

2 WEBアンケートは以下のとおり実施しました。

実施期間：平成26年12月～平成27年2月

対象の抽出：平成25年国担当対象事業所の調査票回収済み事業所

督促：無記名アンケートのため実施せず

WEBアンケート調査対象企業の種別と回答の状況

企業の種別	発送数	回答数	回収率
本社一括調査対象	2,450	461	18.8%
30人以上事業所のみ	3,504	653	18.6%
甲・乙両票の対象	1,646	294	17.9%
29人以下事業所のみ	2,400	285	11.9%
不詳	-	37	
計	10,000	1,730	17.3%

3 ヒアリングは以下のとおり実施しました。

【報告者側】

実施期間：平成26年9月～平成27年2月

対象の抽出：平成25年国担当対象事業所のうち毎回提出がある優良事業所（産業中分類別に2社）

【民間利用者側】

実施期間：平成26年8月～平成27年1月

対象の抽出：工業統計調査を利用した経験を有する民間企業等の関係者、製造業の業界関係者（53者）

4 地方公共団体（都道府県）の意見集約

アンケート調査実施期間：（平成26年9月～平成26年10月）

有志会議：（平成27年2月実施）

労働者区分

① 工業統計調査と経済センサス-活動調査の出向・派遣受入者数の把握範囲について、労働者ガイドラインに沿って、図示して欲しい。

(回答)

別紙 総務省作成資料参照

【経産省補足説明】

本質問事項と直接関係のあるものではございませんが、前回部会において、御照会のあった産業別の男女別出向・派遣受入者数の推移は以下のとおりです。

産業	年次	男		女		
00 製造業合計	2009	288,222	3.7	139,973	1.8	
	2010	300,528	3.9	136,497	1.8	
	2011	317,500	4.2	128,325	1.7	
	2012	288,279	3.9	125,248	1.7	
	2013	301,481	4.1	131,099	1.8	
09 食品製造業	2009	22,676	2.0	26,545	2.4	
	2010	20,050	1.8	23,589	2.1	
	2011	18,189	1.7	20,020	1.9	
	2012	22,019	2.0	25,059	2.3	
	2013	23,575	2.1	27,067	2.4	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	2009	4,040	3.9	1,615	1.5	
	2010	3,425	3.4	1,347	1.3	
	2011	3,393	3.4	1,161	1.2	
	2012	3,547	3.5	1,147	1.1	
11 繊維工業	2009	3,214	1.0	5,119	1.6	
	2010	3,008	1.0	4,515	1.5	
	2011	3,737	1.3	2,720	0.9	
	2012	3,525	1.2	4,057	1.4	
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	2009	2,675	2.7	512	0.5	
	2010	2,527	2.6	482	0.5	
	2011	2,286	2.4	427	0.4	
	2012	2,584	2.8	507	0.5	
13 家具・装備品製造業	2009	1,966	1.9	648	0.6	
	2010	2,214	2.2	631	0.6	
	2011	2,087	2.1	646	0.6	
	2012	2,615	2.7	737	0.8	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2009	6,433	3.3	2,303	1.2	
	2010	5,851	3.1	2,039	1.1	
	2011	6,009	3.2	1,792	0.9	
	2012	6,308	3.4	2,193	1.2	
15 印刷・同関連業	2009	5,721	1.9	3,455	1.1	
	2010	5,834	2.0	2,958	1.0	
	2011	5,237	1.8	2,970	1.0	
	2012	5,189	1.8	2,491	0.9	
16 化学工業	2009	15,336	4.4	10,133	2.9	
	2010	15,652	4.5	9,268	2.7	
	2011	16,105	4.8	8,280	2.5	
	2012	13,425	4.0	8,061	2.4	
17 石油製品・石炭製品製造業	2009	1,271	5.0	393	1.5	
	2010	1,308	5.2	369	1.5	
	2011	1,320	5.2	320	1.3	
	2012	1,325	5.3	323	1.3	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2009	18,739	4.5	12,638	3.0	工業統計調査
	2010	17,882	4.3	11,867	2.8	工業統計調査
	2011	18,285	4.5	10,715	2.6	経済センサス-活動調査
	2012	16,573	4.0	10,134	2.5	工業統計調査
19 ゴム製品製造業	2009	3,746	3.2	2,060	1.8	工業統計調査
	2010	3,463	3.0	1,987	1.7	
	2011	4,422	3.8	1,814	1.6	
	2012	3,084	2.8	1,726	1.5	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	2009	654	2.4	397	1.5	
	2010	567	2.3	305	1.2	
	2011	728	3.0	400	1.6	
	2012	533	2.4	390	1.7	
21 窯業・土石製品製造業	2009	11,295	4.4	2,570	1.0	
	2010	12,851	5.2	3,099	1.2	
	2011	11,262	4.6	2,589	1.1	
	2012	12,478	5.2	2,736	1.1	
22 鉄鋼業	2009	8,228	3.7	1,800	0.8	
	2010	8,984	4.1	1,806	0.8	
	2011	9,363	4.2	1,793	0.8	
	2012	8,635	3.9	1,537	0.7	
23 非鉄金属製造業	2009	8,983	6.3	2,194	1.5	
	2010	9,344	6.5	1,976	1.4	
	2011	10,010	7.3	2,206	1.6	
	2012	9,860	7.0	2,088	1.5	
24 金属製品製造業	2009	16,473	2.8	6,804	1.2	
	2010	18,422	3.2	7,229	1.2	
	2011	20,240	3.5	7,381	1.3	
	2012	20,188	3.5	7,843	1.4	
25 はん用機械器具製造業	2009	12,099	3.7	4,807	1.5	
	2010	14,889	4.6	5,127	1.6	
	2011	18,928	6.1	4,821	1.6	
	2012	13,726	4.3	4,087	1.3	
26 生産用機械器具製造業	2009	17,086	3.2	3,932	0.7	
	2010	22,474	4.1	5,324	1.0	
	2011	25,346	4.6	5,350	1.0	
	2012	22,455	4.1	4,972	0.9	
27 業務用機械器具製造業	2009	8,485	3.9	5,942	2.7	
	2010	8,714	4.1	5,709	2.7	
	2011	8,769	4.3	5,766	2.8	
	2012	9,164	4.5	6,408	3.2	
2013	9,553	4.7	4,627	2.3		

注：実数値の横に記載している割合は、従業者数計に占める当該事項の割合

産業	年次	男		女		
		人数	割合	人数	割合	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2009	30,716	6.6	10,982	2.4	工業統計調査 工業統計調査 経済センサス-活動調査 工業統計調査 工業統計調査
	2010	31,290	6.9	11,528	2.5	
	2011	26,518	6.0	9,664	2.2	
	2012	24,230	6.1	8,079	2.0	
	2013	22,892	5.9	8,284	2.1	
29 電気機械器具製造業	2009	22,139	4.6	11,070	2.3	
	2010	24,770	5.1	12,875	2.7	
	2011	27,578	5.8	12,591	2.7	
	2012	23,760	5.1	10,543	2.2	
	2013	25,210	5.3	11,503	2.4	
30 情報通信機械器具製造業	2009	14,862	6.8	9,737	4.5	
	2010	13,600	6.4	7,942	3.7	
	2011	14,511	7.5	9,334	4.8	
	2012	10,712	6.2	6,157	3.5	
	2013	10,045	6.4	5,385	3.4	
31 輸送用機械器具製造業	2009	48,279	5.1	12,184	1.3	
	2010	50,391	5.3	12,356	1.3	
	2011	59,762	6.3	13,120	1.4	
	2012	49,098	5.2	11,701	1.2	
	2013	56,935	5.9	13,535	1.4	
32 その他の製造業	2009	3,106	1.9	2,133	1.3	
	2010	3,018	1.9	2,169	1.4	
	2011	3,415	2.1	2,445	1.5	
	2012	3,246	2.1	2,272	1.5	
	2013	3,197	2.1	2,219	1.5	

注：実数値の横に記載している割合は、従業者数計に占める当該事項の割合

「出向・派遣受入者数」に関する把握範囲の違いについて

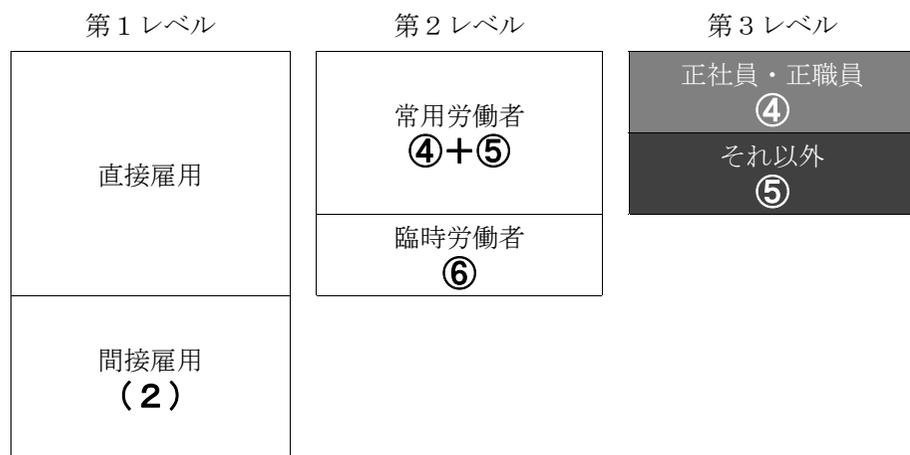
総務省政策統括官（統計基準担当）室
経済統計担当統計審査官室

1 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインにおける整理

労働者については、① 直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）、② 常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）、③ 常用労働者の内訳区分（第3レベル）の3階層に整理することとされている。

2 経済センサス - 活動調査における把握範囲の整理

○ 調査票との対応関係 ※ 図表内の丸数字等は調査票内の番号

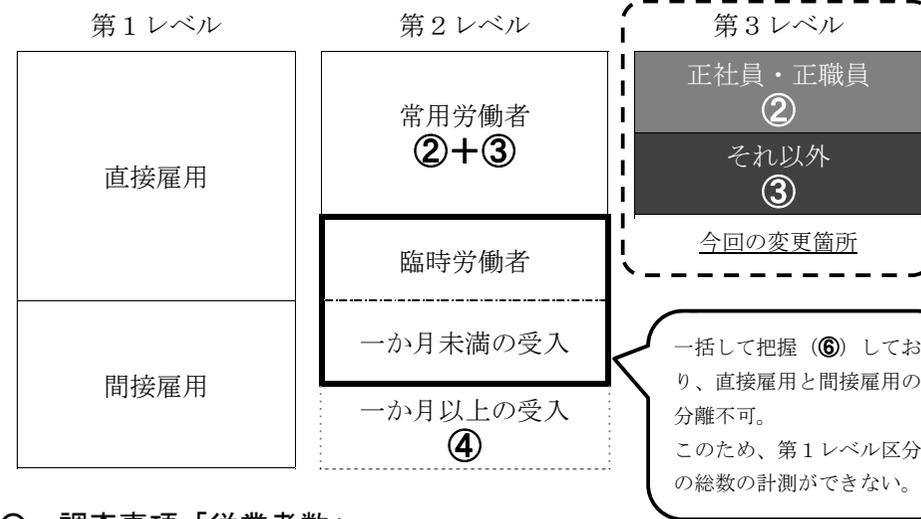


○ 調査事項「この事業所の従業員数」

5 この事業所の従業員数										
区分	(1) この事業所に所属する従業員数								(2) 受入者	
	① 個人事業主及び無給家族従業員	② 個人事業主の家族で無給の人	③ 有給役員	④ 常用雇用者		⑤ 臨時雇用者	⑦ 合計	⑧ 送出者	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

3 工業統計調査における把握範囲の整理

○ 調査票との対応関係 ※ 図表内の丸数字等は調査票内の番号



○ 調査事項「従業員数」

6 従業員数					
(平成29年6月1日現在)					
性別	常用雇用者			④ 出向・派遣受入者	⑤ 計 (①~④の計)
	① 個人事業主及び無給家族従業員	② 正社員・正職員としての人	③ それ以外の人 (パート・アルバイトなど)		
男					
女					
従業員数 合計 ⑤の男女の合計を記入してください。→					
⑥ 臨時雇用者数(雇用契約期間が1か月未満の労働者) →					×

② 労働生産性の分析において、臨時労働者を排除する理由を丁寧に説明いただきたい。

特に産業によっては、総従業者数に比して臨時労働者の数が多く、労働生産性に全く寄与していないとは言いづらく、常用労働者だけの労働生産性を見ることで、過大に数値が出てしまう恐れがあるのではないかと。

(回答)

1 労働生産性は、「(売上高) ÷ (給与の支給を受けた従業者数)」をもって計算することとされ、その際に用いる従業者数は、一般的に、当該事業所において、実際に生産活動に従事した人数とすると考えられております。

したがって、臨時労働者も当該事業所において、実際に生産活動に従事した者として計算に加えるべきという御指摘はご尤もであると認識しております。

2 しかしながら、臨時労働者は、常用労働者と異なり、日々雇用であったり、契約期間が1月未満であるなど、常用労働者のように常に事業所で生産活動に従事しているとは言えない場合が多いほか、労働時間においても、短時間である場合があるなど、常用労働者と異なる要素が多々あります。

そのため、労働生産性を計算するに当たり、単純に人数に加えるのではなく、一日あたりの就業時間あるいは月あたり就業日数など考慮すべき事項があると認識しております。

3 確かに、短時間労働に関する留意点については、近年の雇用形態の多様化により、臨時労働者の問題だけでなく、常用労働者においても、同様の事情があることは認識しております。ただ、工業統計調査において、それに対応するには、勤務時間ごとの従業者数の詳細を求める必要があるなど、調査事項の追加のみならず、報告負担の大きな増加につながると考えております。

4 このような調査上の制約から、工業統計調査における労働生産性の計算では、次善的対応として、常用労働者のみを計算式に反映しているものです。

5 もちろん、このような状況については、利用者の方々に的確かつ分かりやすく周知する必要があると考えており、集計結果の公表に当たっては、利用上の注意として情報提供してまいりたいと考えております。

臨時雇用者の男女別内訳

- ① 臨時雇用者の男女別内訳の利活用状況について、データを示してほしい（関連する統計表のアクセス件数など）
- ② WEB調査で回答が得られた1537社のうち、回答が困難としているのは87社（5.6%）にとどまっており、これを記入困難の根拠とすることには無理がある。把握することが困難な理由について、部会で口頭で説明した事項も含めて再整理いただきたい。
- ③ 従前把握していた男女別項目を削除することについては、他の統計調査への影響も懸念されることから、内閣府男女共同参画局の意見を聞いて欲しい。

(回答)

1 内閣府に確認したところ以下のとおりでした。

平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、男女別統計の充実を図ることとされており、基幹統計である工業統計調査においても、同閣議決定に基づき、男女別の把握、表章を継続していただくことが重要。

内閣府男女共同参画局において直近で工業統計調査を利用した実績はないものの、22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、男女別等統計の把握・公表だけでなく、男女共同参画に資する高度な分析を可能とするため、統計の二次利用を推進することを掲げている。このような調査分析は、内閣府男女共同参画局のみならず、政府内の他の政策当局（各省）や学術団体等に広くかかわる問題でもあり、その観点においても男女別の把握・公表は継続するべき。

【参考】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（3頁 第1_3 経済・社会の環境変化への的確な対応 抜粋）

骨太方針における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。さらに、骨太方針における実効性あるPDCAの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。

「第3次男女共同参画基本計画」（第1部 基本的な方針 3 今後取り組むべき喫緊の課題 ② 抜粋）

男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、男女の置かれた状況を客観的に把握するための男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努める

2 臨時雇用者数は非正規雇用者数に占める割合も少なく、実際に工業統計の対象事業所で当該項目を記入する事業所も少ない調査項目となっております。当該項目の記入が困難な背景としては、雇用保険加入対象が1ヶ月以上働き続ける予定である者となっており、1ヶ月未満の臨時雇用者について事業所は男女別を分けて把握する必要がないことや、男女別を考慮した採用をしていないことがあります。

3 また、平成 22 年調査及び 24 年調査の二次利用の利用状況を申請目的に照らして見ると、それぞれ 0 件となり、臨時雇用者を目的とした利用は見られませんでした。平成 26 年に実施した利用者へのヒアリング（民間の調査研究機関に従事する者など 53 者）においても「使用している」と回答した事例はありませんでした。

4 このような状況から、臨時雇用者を男女別に把握することは、報告者負担の軽減を考慮して簡素化すべきと考えております。

5 なお、臨時雇用者数の調査結果は産業編に掲載しています。

この統計表は工業統計の産業にかかわる調査項目を網羅した統計表で最も利用されている統計表となっていますが、産業編として一つのファイルで提供しているため、産業編全体のアクセス数はわかるものの、臨時雇用者が掲載されている単表のアクセス数までは把握できません。

リース契約による契約額及び支払額

- ① 有形固定資産額及びリース契約高・支払額について、平成19年以前からの時系列を提示してほしい。

(回答)

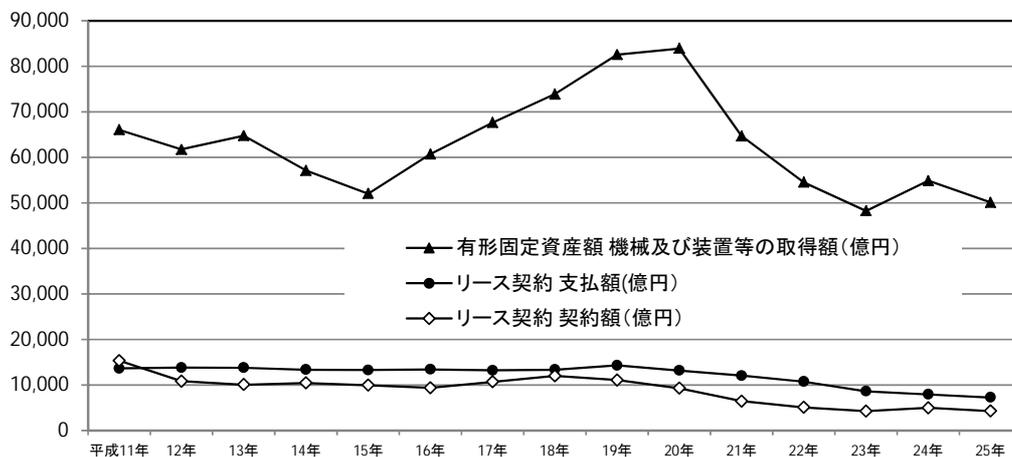
平成19年のリース会計基準の変更により、平成20年4月以降に適用される所有権移転外リース取引については、売買取引に係る方法に準じて会計処理をすることとなり、有形固定資産に計上することとなりました。

一方で、平成20年のリーマンショックによる、民間設備投資の減少や、生産現場・販売現場の海外移転といった影響により、想定されるようなトレンド（リース契約額等の減少＋有形固定資産額の増加）は顕著に見られないものの、平成19年から平成20年の推移には若干確認できると思われま

リース契約額及び支払額と有形固定資産額（機械及び装置）の推移

年	リース契約による 契約額及び支払額		有形固定資産額
	契約額 (百万円)	支払額 (百万円)	機械及び装置の取得額 (百万円)
平成10年	-	-	7,601,564
11年	1,535,820	1,364,262	6,606,748
12年	1,084,160	1,383,558	6,174,837
13年	1,006,353	1,378,947	6,477,357
14年	1,043,941	1,337,571	5,712,966
15年	995,671	1,328,585	5,202,938
16年	937,841	1,343,882	6,073,275
17年	1,069,391	1,321,032	6,763,997
18年	1,200,538	1,336,971	7,389,132
19年	1,107,398	1,429,433	8,258,742
20年	928,182	1,318,892	8,393,972
21年	643,165	1,206,464	6,467,757
22年	507,751	1,074,431	5,452,281
23年	424,039	861,982	4,823,563
24年	497,595	794,786	5,486,366
25年	426,529	725,622	5,011,916

- ※1 リース契約額とは、当該年中新規に契約した契約額の総額をいう。
 ※2 リース支払額とは、当該年中に実際に支払ったリース料の年間合計金額をいう。したがって、前年以前にリース契約した物件に対するリース料を含む。
 ※3 有形固定資産額にはリース対象以外も含まれている。



② 「有形固定資産」項目と「リース」項目が、製造業におけるリース全体の、どの部分を押し込んでいるのか、またその金額がその程度か、整理してほしい（特に、有形固定資産に計上されないリースがどの程度あるか、わかりやすく図示して欲しい）。

(回答)

工業統計調査におけるリース資産の対象範囲については、下図のように対応づけることができます。なお、工業統計調査では、有形固定資産内の内訳を把握していないため、金額の程度を記載することは難しいところです。

リース会計基準の変更に伴う工業統計調査でのリース取引の把握範囲の変化

リースの区分					会計基準変更前		会計基準変更後	
中途解約の可否	所有権移転の有無	契約期間	契約金額	会計上取扱い	工業統計調査での把握対象	会計上取扱い	工業統計調査での把握対象	
					30人以上の事業所		30人以上の事業所	
ファイナンスリース	不可 ^(※1)	所有権移転	1年超	300万超	把握対象外	把握対象外	把握対象外	
			300万以下					
		所有権移転外	1年以内					
オペレーティングリース	基本的に可 ^(※2)							

(※1) 中途解約できる場合であっても、リース総額を違約金として支払う必要がある契約を含む。

(※2) 非常に限定的に、中途解約不可のオペレーティングリースも存在し、リース契約による契約額及び支払額の把握対象となるものもある

- ③ 削除理由について「記入が困難」という以上は、過去の記入状況についてデータを示してほしい。
- ④ どうしても削除しなければならない理由について再整理していただきたい。

(回答)

- 1 本項目の把握目的は、そもそもリース全体像の把握のためではなく、今回整理した図のとおり、有形固定資産に関する情報を補足するために補助的に置いているものであり、極めて限られた部分の把握にとどまっております。
- 2 また、会計基準の変更により、従前、本項目の対象になっていた「1年以上の所有権移転外のファイナンスリース」のうち、取引額が300万円以上の部分については、「有形固定資産」の対象となり、結果として、本項目の金額は大幅な減少傾向にあります。
その結果、本項目を設けておく必要性は、以前にくらべ、大きく低減していると言えます。
- 3 一方で、リースの全体像の統計整備については、製造業だけでなく、供給側からの把握も含め、産業横断的な対応が必要と考えられるところです。
- 4 また、そもそもリース契約は、基本的に企業ベースで契約・管理されることが一般的であり、事業所ベースで個別に把握することに当たっては、調査対象事業所において、本社からリース額の提供を受けて当該事業所分について案分等する必要があるなどを理由として負担が大きいという指摘もございます。
- 5 したがって、本項目の必要性の低減、報告負担の軽減、本項目削除に伴う利活用上の支障を総合的に勘案し、調査の簡素合理化の一環として、本項目を削除したいと考えております。
- 6 なお、経済産業省における審査のシステムで異常値等として検出された後に、審査担当者が手作業で補定等のデータ修正をした割合は以下のとおりです。

	平成22年工業統計調査	平成24年工業統計調査
リース契約額	7.4%	7.7%
リース支払額	4.6%	5.3%

- ※ 地方自治体及び国外注業者における簡易審査（目視審査）による修正も経ている。
- ※ 調査項目1カ所に付き複数回修正することがある。

- ⑤ 前回の部会において、リース契約額は付加価値算出に使っていないとのことだったが、そもそも工業統計において付加価値は、どのような計算式で算出しているのか。
- ⑥ その算出の際に、経理上は有形固定資産として扱われないリースの金額が加味されていないとすると、付加価値が過大になると思うがいかがか。

(回答)

- 1 付加価値の計算は、基本的に「(生産総額) - (人件費を除く費用総額)」をもって計算することとされており、現状の工業統計調査においては、以下の計算式により算定しております。

(計算式) ①-②

① (生産総額に相当するもの) の詳細

製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

② (人件費を除く費用総額に相当するもの) の詳細

消費税を除く内国消費税額 (*1) + 推計消費税額 (*2) + 原材料使用額等 (*3) + 減価償却費

*1: 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2: 推計消費税額は、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

*3: 原材料使用額等 = 原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費 (外注加工費)、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額

- 2 上記式で控除している費用額は、専ら事業所の生産活動に直接要する費用を念頭においており、販管費など (本社で契約されているリース料も含まれております。) を除いておりません。

結果的に、基本的な計算式との比較で申し上げますと、本来除外すべき金額を控除しきれていない (付加価値が大きめに出ている) という点は、御指摘のとおりかと思えます。

- 3 しかしながら、販管費などはいわゆる本社で管理・処理されている経費であり、基本的に事業所ベースの調査である本調査で把握することは難しいものです。

それを本調査で把握しようとするならば、調査事項を追加した上で、報告者に本社から情報をもらって事業所規模に案分する作業が発生するなど、大きな負担増加を伴うことになり、対応が非常に難しいものと考えております。

- 4 また、先に回答しましたとおり、リース項目で把握する金額はその捕捉範囲も踏まえ、非常に限定的で

あるため、この結果を付加価値算出の基礎資料の一つに採用することは適当ではないというのが現時点の判断です。

5 このような事情から、本調査では、次善的対応として、上記計算式により事業所ベースの付加価値を計算しているものでございます。

ただ、上記に記載したことは、利活用上重要な留意点であると認識しております。つきましては、御指摘も踏まえ、今後、集計結果の利用上の注意点において、丁寧かつ分かりやすく説明するよう努めてまいりたいと考えております。

なお、経済センサスにおいては、このような事情を踏まえて、付加価値の計算は、企業ベースでのみ行われております。

品目別製造品在庫額

①-1 産業連関表では、在庫純増の推計基礎資料に3とおりの方法^(注)を用いているとのことであったが、それぞれどの程度の割合で利用されているのか。

(注) ①品目別在庫額の差分で算出する方法

②生産動態統計調査から把握する方法

③製造品在庫額の年末、年初の差額を品目別出荷額で案分

①-2 また、延長表での利活用はどのようになっているか。

(回答)

別紙 総務省作成資料参照

【経産省補足説明】

試行的に平成25年の品目別在庫額について、実際に調査票に記入された値と、「製造品年末在庫」×（「品目別製造品出荷額」／「製造品出荷額合計」）をアクティビティベースで推計した値を比較したところ、産業連関表に対応する工業統計の細分類ベースでの誤差の平均は12%であることが得られました。

産業連関表における品目別製造品在庫額の利用

1 産業連関表（10 府省庁の共同事業により作成する産業連関表。以下同じ）における在庫純増の推計過程においては、従前、以下の 3 通りの手法により、品目別製造品在庫純増額の基礎資料を作成し、品目別の国内生産額等の状況を見つつ、これらのデータを比較考量して用いている。

① 経済センサス - 活動調査及び工業統計調査から得られる品目別製造品在庫額データを利用

$$\begin{aligned} & (\text{経済センサス - 活動調査から得られる品目別製造品の期末在庫額}) \\ & - (\text{前年の工業統計調査から得られる品目別製造品の期末在庫額}) \end{aligned}$$

② 経済産業省生産動態統計調査から得られる在庫量データ等を利用

$$(\text{産業連関表対象年 12 月の月末在庫量} - \text{前年 12 月の月末在庫量}) \times \text{単価}$$

(注) 単価は、出荷額を出荷数量で除したものなどを別途用意する必要がある。

③ 経済センサス - 活動調査から得られる在庫純増総額を案分

$$\begin{aligned} & \{ \text{年末在庫額 (合計額)} - \text{年初在庫額 (合計額)} \} \times \text{品目別出荷額} / \text{製造品出荷額計} \\ & = \text{在庫純増総額} \times \text{品目別出荷比率} \end{aligned}$$

(注) 出荷額が大きければ、それに応じて、在庫額も大きくなるという仮定

2 産業連関表の産出額は、品目単位で推計する必要がある。このため、品目別の在庫データが得られる①や②が望ましいデータと考えている。一方、③については、当該事業所における在庫の増減率がすべての品目で等しいとの強い仮定を置いた推計となっていることから、①、②と比較すれば、補助的なものと考えている。したがって、①～③の手法を、並列的には考えていない。

なお、経済産業省担当の製造業部門における①～③の利用比率は、作成年によって異なるが、平成 23 年表においては、①が約 4 割、②が約 2 割、③が約 4 割のような状況であった。

3 去る 11 月 12 日の第 51 回産業統計部会の経済産業省資料（資料 3）P19 に記載されているように、半製品仕掛品在庫純増の推計に当たり、③の手法を用いているのは事実である。

しかし、これは、そもそも工業統計調査において、品目別のデータが得られないことによる代替的な措置であるに過ぎないものと考えている。

4 以上のことから、産業連関表作成を取りまとめる総務省（産業連関表担当）としては、品目別製造品在庫額については、

- 明確に利用ニーズがあり、産業連関表推計上の重要な基礎資料になっていること、
- 産業連関表が国民経済計算の推計にも活用されていることに伴う国民経済計算への影響を踏まえれば、本来であれば、引き続き把握をお願いしたいところである。

ただし、一次統計側において、本調査事項の継続的な把握を許さない事情があるのであれば、やむを得ないと考えているところである。

5 なお、経済産業省が作成している延長産業連関表における在庫純増額の推計方法について、同省に確認したところ、上記1に準じて推計しており（ただし、経済センサス - 活動調査の実施年以外は工業統計調査のデータを利用）、仮に当該調査事項に変更が生じるような場合は、産業連関表と同様に必要に応じて推計方法等の見直しを行うとのことである。

- ② WEB調査の結果、「在庫は棚卸が終わらないと数値が出せない」について169件の回答が寄せられているが、これは、今回の変更で調査時期を12月31日から6月1日に変更することで解消すると思われるが、認識が異なるのか。
- ③ 事業所においては、品目別内訳を合算して合計値を求めていると考えられ、記入困難な理由があるとすれば、内訳の分離が企業で用いているものと調査で使用しているものとで一致していないことと思われる。このような認識で正しいか。
- ④ WEB調査の結果、「帳簿上の品目別の管理項目と異なる」について85件の回答が寄せられているが、これは、引き続き把握する品目別出荷額についても同様の状況であり、在庫額を廃止する理由にならないのではないか。
- ⑤ 削除理由について「記入が困難」という以上は、過去の記入状況についてデータを示してほしい。
- ⑦ どうしても削除しなければならない理由について再整理していただきたい。

(回答)

- 1 調査実施期日を6月1日に変更することで、「棚卸しが終わらないと在庫の数値が出せない」という点が解消されるという御指摘はご尤もであると認識しております。
一方で、6月以降に決算を行う企業については、直近棚卸値から推定していただく状況は変わらず、よって実施日変更の効果は限定的なものと考えております。
- 2 品目別在庫は、従業者数30人以上を対象とした甲調査票のみで調査をしており、帳簿価格で回答することとしております。甲調査票の対象には複数工場を有する企業が多く含まれているところですが、近年は企業における経理部門の集約化により、工業統計調査の求める事業所単位ではなく、企業単位で帳簿を保持している場合が多いと聞いております。
- 3 また、「経理処理上必要な品目別在庫数量については、何らかの形で把握している」ものの、品目別在庫金額の把握は「減価計算制度が整ったある程度以上の規模の企業に限られ、中小企業では帳簿上まとめて記載する場合がある」と聞いております。また、品目別製造品在庫については「帳簿上の品目別の管理項目と異なる」ことや「品目が多種のため細かい分類では書けない」、若しくは、品目別に在庫数量を管理していたとしても、工業統計調査の分類は加工状況や用途によって同じ商品であっても異なる分類となるなど、企業で管理している分類と一致していないことから、報告者にとって負担の重い項目となっています。
- 4 加えて工業統計調査では自家用倉庫に出荷したのもも所有権を有する限り在庫として計上することとしているため、複数工場で同一商品を生産する場合、転売仕入商品がある場合は事業所別に記入は困難なものとなっています。また、複数工場を有する企業の企業間取引の場合、工業統計の事業所の在庫概念では製品(完成品)扱いとなりますが、実際の企業の帳簿ベースでは、半製品仕掛品で計上していることか

ら困難性が高いと考えています。(A工場で作った部品をB工場でその部品を取り付けて一つの完成品にする場合)

- 5 品目別出荷額と品目別在庫額の異なるところは、出荷は日々出荷し、伝票が事実として残ることから、負担が大きいものの品目別に記入が可能と考えますが、一方で、在庫は棚卸時からの推定であり、品目別金額については帳簿上まとめて記載する場合もあるという点から、より困難性は高いと考えます。

なお、品目別出荷額は、中分類以下の産業格付けに必須な項目であり、かつ、一般利用者、二次利用ともに多数多用途に利用されています。

- 6 この度の実施期日の変更に伴い、公表時期が遅れることとなりますが、利用者の利便性を考慮し、審査期間の短縮や集計事項の再編を行うことで公表時期の早期化を実現可能とするものであり、以降、毎年早いサイクルで公表を行いたいと考えております。当該項目は確報審査及び疑義照会において、報告者はもとより地方公共団体を含め多大な負担がかかる項目となっており、廃止する必要があると考えております。

⑥ 品目別在庫は、出荷量と生産量をつなぐ重要な変数であり、在庫変動がわからなければ、出荷量から生産量を計算するのが難しくなると思われるが、いかがか。

※ 生産量の計算が難しくなれば、付加価値や生産性の計算も難しくなるという問題意識

(回答)

1 生産量の計算は、基本的に「(出荷総額) + (在庫変動)」をもって計算することとされておりますが、現状の工業統計調査においては、従業者 30 人以上の事業所分について以下の計算式により算定しております。

(計算式) ①+②

① (出荷総額に相当するもの) の詳細
製造品出荷額+加工賃収入額

② (在庫変動に相当するもの) の詳細
(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)

2 上記式では、「製造品年初在庫額」、「半製品及び仕掛品年末価額」及び「半製品及び仕掛品年初価額」を品目別に把握していないため、工業統計調査では報告値による品目別生産量の算出は行っておりません。

3 加工統計においては、利用者側で「半製品及び仕掛品年末価額」、「半製品及び仕掛品年初価額」について、何らかの推計を行うとともに、品目別出荷額、品目別在庫額などの前年及び当年の報告値を利用することにより算出されていると思われます。従いまして、品目別製造品在庫の変動がわからなくなれば、「半製品及び仕掛品」と同様に何らかの手法による推計が必要となるため、出荷量から生産量を計算するのが難しくなるという御指摘のとおりかと思えます。

4 しかしながら、実施者といたしましては、上記 3 の支障を踏まえたとしても、当該項目は確報審査及び疑義照会において、報告者はもとより地方公共団体を含め多大な負担がかかる項目でもあり、実施時期の変更に伴う公表の早期化等を図るためにも、品目別製造品在庫額を廃止する必要があると考えております。